

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率 ¹⁾ Incidence rates	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
調査産業計 ²⁾ 事業所規模(常用雇用者数)	Total industries surveyed							
100+	1.88	1.82	1.79	1.77	1.78	1.85	1.95	1.90
30-99	3.94	3.52	3.70	3.51	3.40	3.89	3.34	2.95
総合工事業 ³⁾	Contractors							
	2.25	1.10	1.61	1.04	1.61	1.77	0.97	1.55

資料出所 厚生労働省(2007)「平成18年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率 = (労働災害による死傷者数 / 延実労働時間数) × 1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上(ただし、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計には総合工事業は含まない。総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が100万円以上又は工事の請負金額が1億2,000万円以上の工事現場である。

3) 事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 Incidence rates	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
産業計 Total private industries surveyed ³⁾	8.1	6.1	5.7	5.3	5.0	4.8	4.6	4.4

資料出所 U.S. Bureau of Labor Statistics (2006) *Workplace Injuries and Illness*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

算出方法(負傷者数/延労働時間数)×200,000(=100人×40h×50週)

2) 傷病者数は、休業1日以上(ただし、死亡者数は含まない)の負傷者をいう。

3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

(ただし、農畜生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)